

## とくしまエコパートナー協定 応募要領

県では、県民、事業者などあらゆる主体が主役となって取り組む「県民総活躍」の理念のもと、脱炭素社会の実現に向け、気候変動対策の推進について「とくしまエコパートナー協定」を締結し、県と連携して取り組んでいただける企業等を募集しています。

### 1 対象企業等

気候変動対策の推進に意欲を有しており、県と共同して事業を企画立案し、実施する事業者又は民間団体。

### 2 連携分野

県と協定を締結した企業等は、次に掲げる事項を2つ以上、連携して取り組んでいただきます。(具体的な連携内容は、別途、個別に協議を行います。)

#### (1) 気候変動に係る広報啓発に関する事項

(例: 店内放送、啓発コーナー設置、HP掲載、包装紙等へのロゴマーク印刷)

#### (2) 環境教育の推進に関する事項

(例: セミナー等の共催、社員による講師の派遣)

#### (3) 環境活動の支援に関する事項

(例: 活動スペースの提供、資金調達、物資提供)

#### (4) 気候変動に係る知識・技術の普及に関する事項

(例: 相談窓口の設置、専門的・技術的な助言)

#### (5) 気候変動に係る調査研究に関する事項

(例: アンケート調査の実施・集計)

#### (6) その他気候変動対策の推進に資する事項



### 3 県の支援等

県は、県の広報媒体(ホームページ等)を通じ、協定を締結した企業等の名称や取組内容の広報を行うとともに、取組事例に関する発表や展示の機会を積極的に提供します。

また、特色ある取組や優れた功績があった企業等については、表彰をさせていただきます。

企業等は、自社の広告等にとくしまエコパートナー協定締結企業等である旨の表示をしていただけます。

## 4 協定締結の手順

### (1) 応募書類の提出

別添「申込書」を郵送又は電子メールにより提出

※県のホームページからダウンロード可能

<http://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/2017021000245/>

### (2) 協定の締結

書類審査の上、要件を満たし、取組が適切に実行されると判断される場合に協定を締結します。

### (3) 協定の締結期間

協定締結の日から当該年度の末日までとし、申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとします。(以後同様。)

## 5 留意事項

### (1) 取組実績の報告

毎年度、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、実績報告書を提出していました。

また、実績報告書については、原則として県ホームページ等で公表します。

### (2) 協定の解除

協定を締結した企業等が、「2 連携分野」に掲げる取組を行わないことが明らかになった場合や法令に違反した場合、その他協定を締結するのに適当と認められなくなった場合には、協定を解除することができます。

## 6 問い合わせ／「申込書」の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課 GX 戰略担当

電話：088-621-2210 FAX：088-621-2845

E-mail：[sustainableshakai@pref.tokushima.lg.jp](mailto:sustainableshakai@pref.tokushima.lg.jp)